

立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布による。

立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、<u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項</u>の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>(2)～(4) ……略……</p> <p>4 ……略……</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、<u>住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに<u>第9条</u>の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)～(4) ……略……</p> <p>4 ……略……</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、<u>通勤手当、管理職手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の</p>

務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に対する給与に関する特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に対する立川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。)第25条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。第7条第1項において同じ。)を公務とみなす。

(派遣職員に関する報告)

第8条 ……略……

(法第10条第1項の規定により条例で定める法人)

第9条 法第10条第1項の規定により条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する団体で、規則で定めるものとする。

- (1) 市が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員派遣を行っている団体
- (2) 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体
- (3) 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、市がその事業に参画し、又は協力することが、市の施策の推進に有益と認められるもの

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用さ

100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に対する給与に関する特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に対する立川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年立川市条例第16号)の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。第7条第1項において同じ。)を公務とみなす。

(報告)

第8条 ……略……

れる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

(2) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは立川市一般職の職員の分限に関する条例（平成20年立川市条例第6号）第2条第1項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する業務を免除されている職員

（法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合）

第11条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができない場合又は適当でない認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が、法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認める場合

（法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合）

第12条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派

遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

（法第10条第2項に規定する条例で定める事項）

第13条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に定める職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

（採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例）

第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員に対する給与条例第25条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。第16条において同じ。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額、昇給等については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例）

第16条 法第10条第1項の規定により採用された職員が退職し、又は死亡した場合における退職手当支給条例の規定の適用については、特定法人において就いていた業務を公務とみなす。

(退職手当に係る勤続期間の計算)

第17条 職員のうち、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、退職手当（これに相当する給与を含む。）を支給されないで、特定法人の業務に従事する者となるため退職し、かつ、当該特定法人役職員として在職した後、引き続き同項の規定により職員として採用されたものの退職手当支給条例第10条第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については、当該特定法人の役職員として在職した期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による在職期間については、退職手当支給条例第10条（同条第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続き特定法人の役職員となる場合においては、市長が別に定める場合を除き、退職手当支給条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣者に関する報告)

第18条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(委任)

第19条 ……略……

(委任)

第9条 ……略……

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第3項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。